

# 刈谷市社会福祉協議会情報セキュリティポリシー

当協議会は、利用者の個人情報を始めとして、極めて重要な情報を多数保有しております。

これらの情報が、漏えい、改ざん、破壊等された場合には、利用者の権利の侵害や事業の運営に大きな支障となってしまいます。

したがって、これらの情報や、その情報を取り扱う情報システムを様々な脅威から防衛することは、利用者の権利を守るためにも、また、事業の継続的かつ安全・安定的な運営のためにも必要不可欠であります。

そこで当協議会は、保有する情報や情報システムをこれらの脅威から守り、利用者を始めとする市民から信頼される事業運営するため、次のとおり情報セキュリティポリシーを策定しました。

今後は、全職員が一丸となってこの情報セキュリティポリシーを遵守し、高度な情報セキュリティ管理体制を維持していくことに努めます。

## 1 情報セキュリティ管理体制

情報セキュリティに関する最高責任者として「情報セキュリティ管理責任者」を置き、事務局長をもって充てる。

また、情報セキュリティ管理責任者を補佐するため「情報セキュリティ副管理責任者」を置き、担当総括をもって充てる。

なお、情報セキュリティに関する庶務は、総務担当において処理する。

## 2 情報セキュリティに関する内部規定の整備

情報資産全般の取扱いについて明確な方針を示すとともに、情報漏えい等に対しては、厳しい態度で臨むことを組織内外に周知徹底する。

## 3 情報セキュリティ対策の周知及び研修

臨時職員を含む全職員に情報セキュリティ対策の重要性を周知するとともに、研修を実施する。

## 4 情報セキュリティ対策の評価及び見直し

情報セキュリティ対策の実施状況を定期的を確認し、その実効性を評価する。また、必要に応じて情報セキュリティ対策を見直しを行う。

平成19年10月1日

社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会

会長 澤田 明 慶